

# 「長岡市子ども・若者の権利条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

### (1) 実施期間

令和6年12月24日（火曜日）から令和7年1月23日（木曜日）まで

### (2) 実施の周知

- ・市ホームページ（市議会のページを含む。）及び市政だより（1月発行号）への掲載
- ・アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ及び各支所地域振興・市民生活課（柄尾支所は地域振興課）への備付け
- ・市公式ラインによる周知

### (3) 意見提出者

5人

### (4) 意見件数

12件

## 2 寄せられたご意見と市議会の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
1	全般	<p>1ページ目の序文に「子ども・若者のみなさんへ」とこの条例に込めた思いが対象者にも読みやすく書かれています。しかし、条文の文体は一般的な条文で、「子ども・若者」にはなじみが薄く理解できない言い回しで、子どもたちが読みたいと思えない文体・表現になっていることが非常に勿体ないと感じました。</p> <p>本条例で守られる対象は「子ども・若者」ですから、大人が読むだけの条文ではなく、自分の権利として条例に定められていることを「子ども・若者たちが読みたいと思えるものになっていること・対象が理解できること」が最も重要だと考えます。対象が知らなければ、守られるべき権利の存在すらわかりませんので…。</p> <p>ご存じのとおり、同県新潟市の子ども条例は、序文だけでなく、条文も全て「ですます体」です。条文の内容も抽象的な表現は避け、対象が実生活で守られるべき権利をイメージできるよう、端的かつ具体</p>	<p>本条例は児童の権利に関する条約やこども基本法等に基づき、子ども・若者の権利を尊重し保障することによって、誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに成長することを目的とした理念条例です。</p> <p>基本理念をはじめとして、子ども・若者の持つ権利をあきらかにしたうえで、保護者や市など子ども・若者を取り巻く組織や関係者の役割を示しています。</p> <p>子ども・若者の年齢には幅があり、生活環境も様々であることから、そうした多様性を包含するような表現としているため、御指摘の部分については原案どおりとします。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
		<p>的な言葉で制定されています。ぜひ、対象目線での条文に修正をお願いいたします。</p> <p>守られるべき対象の「子ども・若者」が、この条例をよりよい未来のために活用できるよう、自分たちのことだと身近に感じられ、読んだら自分の権利が守られているかを確認できる。まち全体から守られていることを実感できるような優しい文体に、条例文も修正をお願いします。</p> <p>また、権利・役割などについては抽象的・包括的な記載ではなく、実生活と照らし合わせて対象者がイメージできる端的かつ具体的な言葉に修正していただけないでしょうか。これも新潟市の子ども条例が参考になると思います。</p> <p>この条例は長岡市の未来を創る大切な条例です。飢えに耐え、未来のための教育に米百俵を投資した誇るべき精神を引き継ぐ長岡市として、子ども・若者を真ん中にした条例の制定をよろしくお願ひいたします。</p>	
2	全般 (条例案の検討過程について)	<p>条例案の検討過程について。</p> <p>この条例案の当事者である子どもたちの意見を聞く機会を設けたのでしょうか？</p> <p>令和6年に制定された「新潟県こども条例」や「見附市こども・子育てどまんなか条例」では、子ども向けパブリックコメントや、子ども向けワークショップも行い、子どもたちの意見を募る機会を設けていました。新発田市でも、同様の取り組みを実施しています。</p> <p>今回の条例案の中にも、子どもたちの意見表明権を保障しようとする条文があるにも関わらず、長岡市では、なぜ、子ども向けパブリックコメント等を実施しないのでしょうか？</p> <p>この条例案についてのわかりやすい資料を、子どもたちに対して提示したのでしょうか。</p> <p>条例案の検討段階において、子どもたちを置き去りにした感があると思います。</p>	<p>子ども・子育て課と連携して、アンケート等を実施し、児童や生徒の意見や状況を確認しました。また、児童の権利に関する条約やこども基本法等を基にし、他市の条例も参考にしながら検討を進めてきました。</p> <p>検討委員会設置以前から議員有志で活動していた「子ども条例研究会」では、子ども・若者に関係した様々な団体から聞き取りを行い、その結果を検討委員会でも共有して議論を行ってきています。また、それぞれの役割のなかで現場の関係者を通じて子ども・若者の声を聞き、本条例に反映しています。</p> <p>なお、条例検討に当たっても、市の施策や現在策定作業中の「長岡市こども計画（仮称）」と整合を図るために、子ども・子育て課に当該計画の内容について確認する機会を設けるなど歩調を合わせ進めてきま</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
		<p>あと、子ども・子育て課との連携や、「長岡市子ども・子育て会議」との連携はどうなっているのでしょうか。</p> <p>「上越市子どもの権利条例」の検討過程では、 「学識経験者、関係団体代表、公募委員などで構成される検討委員会を平成17年に設置し、検討を進めたほか、平成18年には市民フォーラムや検討委員による学校訪問を行いました。また、平成19年に市内の小中学生と高校生で構成される子ども会議を設置し、子どもの権利について話し合っていただきました。子ども会議からは、「自らが成長するために、自らが考えて行動する」、「周りの人を思いやる気持ちをもつ」など、子ども自身の思いがたくさん込められた提案をいただきました。検討委員会は、子ども会議からの提案を踏まえ、条例案を最終的に審議し、平成19年11月に市長に対し、条例案の最終報告を行いました。市では、この最終報告を基に平成19年12月から平成20年1月にかけて、条例案についてのパブリックコメントを行い、平成20年3月の市議会定例会で条例案が可決されました。」 のことです（上越市ウェブサイトより引用）。</p> <p>見附市でも、上越市と同様の検討委員会を設置していました。 市議会として東京都多摩市や埼玉県北本市などを視察されたようですが、上記のように県内にも先進事例があります。</p> <p>今回の条例案は理念条例で、条文はそれほど多くはありません。しかし、子どもたちの権利は社会全体で守っていくものだと思いますので、子どもたちを含めた長岡市民の各層や、場合によっては市外の専門家も交えて、オール長岡のような形で取り組むのが望ましいものではないでしょうか。</p> <p>検討過程に子どもたちが参画できずにこの条例が成立してしまうのは、歓迎いたしません。</p>	した。
3	全般	現在においても様々な場面で子どもや若者に権利がある事すら認識されず、「大人の正しさに見合う子ども・若者」像が是とされる社会であるように感じます。	本条例は児童の権利に関する条約やこども基本法等に基づき、子ども・若者の権利を尊重し保障することによって、誰一人取り残されることなく、自分らし

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
		<p>かくいう私も子どもの不登校から自分の権利や子どもの権利を学ぶ機会を得たおかげで、浅薄ではありますが意見を持てるようになりました。</p> <p>長岡市が「子ども・若者の権利条例」を制定し目に見える形にしていただくことに、感謝いたします。</p> <p>先にも述べた通り、子ども・若者の権利は広く可視化され認識されているものではありません。そのため主に子どもが生活する、家庭や育ち学ぶ施設における権利侵害が当たり前のように起こっているのが実情です。</p> <p>例えば、学校で不適切指導（教師による恫喝、パワハラなど）があっても放置されている状態です。同一の制服や靴の着用の強制や髪型などの細かい規制も権利侵害にあたると考えられます。</p> <p>親が子どもの意に反して子どもの進路や学習法、生活などに過度に口出しすることも、子どもの最善の利益を考えているとは言えない場合もあるでしょう。</p> <p>今まで当たり前と考えられていた大人の行動は、子ども・若者の権利侵害にあたる可能性が大いにあります。</p> <p>そのため、こども・若者の権利条例を制定するだけでなく、権利の保障を確実なものにするために、早急に専門職員を配置した相談救済機関の設置・運営の必要性を訴えたいと思います。</p> <p>また大人が子ども・若者が権利の主体であることを理解するための機会を得る場を多く設けていただきたいです。まずは大人が子どもの権利を守る必要があることを、言葉だけでなく行動で示さなければならないと思います。</p>	く健やかに成長することを目的とした理念条例です。そのため、具体的な施策については本条例では規定していませんが、条例の制定により子ども・若者の権利が守られることを目指すものです。
4	前文	<p>最初の段落「子ども・若者のみなさんへ・・・みなさんに向かた宣言です。」の7行は、削除した方がいいと思います。</p> <p>上から目線の文章のようを感じます。大人が作った条例を子どもたちに「与えてやる」、というような印象も持ります。</p> <p>条例案の検討過程に子どもたちが関わっていたならば、このような</p>	<p>子ども・若者一人ひとりがかけがえのない存在であり、その権利をみんなで守っていくことを宣言したるもので、子ども・若者のみなさんと一緒に歩んでいきたいという思いを込めました。</p> <p>前文の前段部分は子ども・若者のみなさんへ向けた</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
		文言は出て来ないはずです。	メッセージですので、原案どおりとします。
5	第2条第1項第6号	「施設」といっておきながら → 「施設等の関係者をいう。」と人間を定義しています。 であれば育ち学ぶ施設の関係者 と項目を変更したらどうでしょうか	本条例内において複数回使用していることから、条文が長くなり読みにくくならないよう、「育ち学ぶ施設」としています。
6	第2条第1項第6号	育ち学ぶ施設の定義が「施設等の関係者」となっているが、条文によって施設そのものを指しているところもあり、「施設等およびその関係者」とすべきではないか。	本条例において、施設そのものを指している箇所はありません。
7	第4条	<p>権利条約第13条ならびに第15条にのっとり、児童の表現の自由、結社集会の自由を最大限確保するため、いわゆる移動権を確保する方針を盛り込むべき。権利条約第16条には住居の自由もうたわれており、どこに住んでも最大限の表現活動や公民としての活動ができるようにするべき。</p> <p>また、権利条約第31条には「休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認め」「文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進する」とある。これについてもいわゆる移動権からの権利確保が重要と考える。</p> <p>子ども基本法にも「置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られるべき旨うたわれている。</p> <p>また、子供連れての公共交通利用時に困難を感じることが多いことを踏まえ、それに対する対策も必要と考える。</p> <p>上記について、条文の追加の必要性の検討と、実際の政策の実施を求める。</p>	<p>子ども・若者の権利を尊重し保障するためには、自由に移動できることが前提であると考えております。</p> <p>本条例においては、第4条の子ども・若者の権利の中に自由に移動できる権利も含まれていると認識しています。具体的には、「家庭環境、経済的な状況、社会的身分、障害の有無、年齢、性別、国籍等による差別的取扱いや身体的・精神的な暴力から守られ、安全・安心に過ごす権利（同条第1項第3号）」、「様々な社会活動に参加できる権利（同条第1項第5号）」、「悩んでいること、困っていること等を相談し、必要な支援を受けることができる権利（同条第1項第6号）」や「一人ひとりに応じた学ぶ機会が保障される権利（同条第1項第8号）」などに、前提として自由に移動することや移動できることが含まれていると考えます。よって、御指摘の部分については、原案どおりとします。</p>
8	第4条第1項第3号	「障害の有無」 → 「障がいの有無」では？	市では、条例には常用漢字表にある常用漢字を使用することとしているため、御指摘の部分については、原案どおりとします。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針（案）
9	第7条	<p>先ほど（※意見No.3）の具体例でも挙げましたが、子どもが主に生活する場の一つである育ち学ぶ施設での子どもの権利侵害は深刻なものと捉えています。不登校は学ぶ権利を守られていません。いじめも権利侵害の一つですし、教師の不適切指導も同様です。それなのに条文が少なすぎる印象を持ちました。</p> <p>教師や職員は子ども・若者にとって、保護者と同様もしくはそれ以上に権威を持ち、簡単に権利侵害できる立場であります。だからこそ育ち学ぶ施設に関連する方々こそ積極的に適切に子ども・若者の権利を理解し、守っていただくことを強く願います。ゆえにこれだけでいいのかと疑問に思いました。</p>	御指摘いただいた点につきましては、第3条（基本理念）や第4条（子ども・若者の権利）、また、第10条第2項でも権利を守るための取組として規定していることから、本条例全体として権利を理解し、守っていくことにつながると考えます。
10	第10条第2項	第10条第2項は、予防と早期発見だけでなく早期対処と、被害者そして加害者や関係者の早期治療（カウンセリング等のトラウマ治療、複雑性を含むPTSD治療）、長期的な回復サポートにも努める旨盛り込むべき。	御指摘の早期対処、早期治療及び長期的な回復サポートは、予防と早期発見に連続するものとして、保護者、市、育ち学ぶ施設等がそれぞれの立場が担う取組だと認識しています。この条項においては初期段階の予防と早期発見を特に重視しております。
11	全般	とても素敵な宣言条例でいいとおもいます。この内容が広く子どもはもとより、市民に浸透してほしいと願っております。	子ども・若者のみならず、市民に広く伝わるよう努めてまいります。
12	全般	<p>児童の権利に関する条約（以下、権利条約）に基づき以下要望する。</p> <p>権利条約第12条にのっとり、子供に対するパブリックコメントを強化すべき。各小中学校、高校、高専等において、特に児童に関する今回のようなパブリックコメントの募集案内を掲示（学校単位ではなく教室単位での掲示）可能であれば個別配布すべき。</p> <p>児童に関するパブリックコメントには、児童が交通弱者であり、またいわゆる移動権が制約されがちなことも踏まえ、公共交通政策や交通安全政策に関するものも必ず含むものとする。</p> <p>こどもまんなかまちづくりの理念とも合致する。</p>	子ども・若者の意見を聞くことは、その権利を尊重し保障するために必要なことから、本条例においても基本理念として規定しており、今後は、本条例の理念に基づいたパブリックコメントを実施するよう努めてまいります。